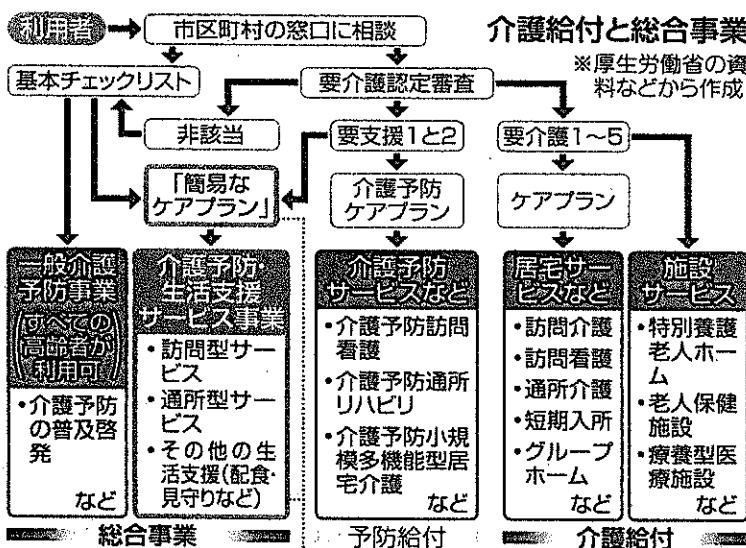


要介護者の「総合事業」利用 国が検討



今回の審査で要介護になつた人が継続して使えるサービス

要支援だった高齢者が要介護1以上の認定を受けた後も、介護予防や日常生活を支援する自治体の「総合事業サービス」を引き続き使えるようにすることを、厚生労働省が検討している。介護保険サービスの利用を総合事業に割り振ることで、膨らみ続ける給付費を抑制する狙いもあるようだ。ただ、受け皿が整っていない自治体も多く、高齢者が必要な支援を安心して受けられる態勢づくりが求められている。(五十住和樹)

「保険給付外し」進む恐れ

現行の総合事業は、要支援1、2の人などが対象。各市区町村が訪問型や通所型などのサービスの運営基準、単価などを決め、住民ボランティアが担い手になる」ともある。

厚生労働省は総合事業の利用を継続できるように省令を改正する方針。来年四月からの実施を予定している。

改正案によると、要介護者は「現行の総合事業は、要支援1、2の人などが対象。各市区町村が訪問型や通所型などのサービスの運営基準、単価などを決め、住民ボランティアが担い手になる」ともある。

厚生労働省は総合事業の利用を継続できるように省令を改正する方針。来年四月からの実施を予定している。

要介護認定を市区町村や地域包括支援センターに申し込むと、比較的軽い人は認定の審査ではなく、市区町村の判断で「基本チェックリスト」を受ける場合がある。リストは「いすから何もつかまず立ち上がる」「茶や汁物でもむせることがある」など25項目。該当項目によって、総合事業の訪問や通所型サービスを受けたり、住民主体で「通いの場」で茶話会や体操をしたりする一般介護予防事業に参加する。

自治体で格差 担い手養成を

が総合事業を使えるのは、本人が希望し、市区町村が認めた場合。介護給付も選べる。同省の担当者は「要介護者のサービス選択の幅を広げるの

人が希望し、市区町村が認めた場合。介護給付も選べる。同省の担当者は「要介護者のサービス選択の幅を広げるの

人が希望し、市区町村が認めた場合。介護給付も選べる。同省の担当者は「要介護者のサービス選択の幅を広げるの

人が希望し、市区町村が認めた場合。介護給付も選べる。同省の担当者は「要介護者のサービス選択の幅を広げるの

人が希望し、市区町村が認めた場合。介護給付も選べる。同省の担当者は「要介護者のサービス選択の幅を広げるの

人が希望し、市区町村が認めた場合。介護給付も選べる。同省の担当者は「要介護者のサービス選択の幅を広げるの